

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第13号

専 決 処 分 書

令和3年度岩出市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月17日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和3年度岩出市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度岩出市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,235,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第6号）」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正（第 6 号）

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		3,824,147	879,525	4,703,672
	2. 国庫補助金	1,493,608	879,525	2,373,133
補正されなかった款項にかかる分		14,531,731		14,531,731
歳入合計		18,355,878	879,525	19,235,403

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		8,299,569	879,525	9,179,094
	2. 児童福祉費	3,430,712	879,525	4,310,237
補正されなかった款項にかかる分		10,056,309		10,056,309
歳出合計		18,355,878	879,525	19,235,403

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第1号

専 決 処 分 書

令和3年度岩出市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月1日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和3年度岩出市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度岩出市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ621,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,856,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第7号）」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正（第 7 号）

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,703,672	621,209	5,324,881
	2. 国庫補助金	2,373,133	621,209	2,994,342
補正されなかった款項にかかる分		14,531,731		14,531,731
歳入合計		19,235,403	621,209	19,856,612

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		9,179,094	621,209	9,800,303
	1. 社会福祉費	4,074,974	621,209	4,696,183
補正されなかった款項にかかる分		10,056,309		10,056,309
歳出合計		19,235,403	621,209	19,856,612

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード臨時交付窓口用プレハブ借上料	令和4年度	千円 27,600

第 3 表

繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	千円 5,373

議案第10号

令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度岩出市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,147,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第8号）」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳入歳出予算補正（第 8 号）

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,324,881	189,552	5,514,433
	1. 国庫負担金	2,317,353	235	2,317,588
	2. 国庫補助金	2,994,342	189,317	3,183,659
16. 県支出金		1,440,006	5,352	1,445,358
	1. 県負担金	1,046,517	117	1,046,634
	2. 県補助金	271,006	5,235	276,241
19. 繰入金		255,461	92,721	348,182
	1. 繰入金	255,461	92,721	348,182
21. 諸収入		167,104	5,621	172,725
	3. 雑入	161,137	5,621	166,758
22. 市債		822,248	△1,900	820,348
	1. 市債	822,248	△1,900	820,348
補正されなかった款項にかかる分		11,846,912		11,846,912
歳入合計		19,856,612	291,346	20,147,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1, 297, 578	21, 445	1, 319, 023
	1. 総務管理費	999, 676	21, 445	1, 021, 121
3. 民生費		9, 800, 303	100, 380	9, 900, 683
	1. 社会福祉費	4, 696, 183	62, 772	4, 758, 955
	2. 児童福祉費	4, 310, 237	21, 944	4, 332, 181
	3. 生活保護費	793, 783	15, 664	809, 447
4. 衛生費		2, 439, 378	△14, 097	2, 425, 281
	1. 保健衛生費	1, 537, 572	△14, 097	1, 523, 475
5. 農林業費		125, 597	14, 000	139, 597
	1. 農業費	107, 787	14, 000	121, 787
7. 土木費		1, 702, 738	67, 004	1, 769, 742
	2. 道路橋梁費	621, 483	116, 700	738, 183
	3. 河川費	10, 617	1, 515	12, 132
	4. 都市計画費	894, 654	△51, 211	843, 443
8. 消防費		744, 376	17, 593	761, 969
	1. 消防費	744, 376	17, 593	761, 969
9. 教育費		1, 467, 384	85, 021	1, 552, 405

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 小学校費	243,234	84,314	327,548
	3. 中学校費	158,196	707	158,903
補正されなかった款項にかかる分		2,279,258		2,279,258
歳	出	合	計	
		19,856,612	291,346	20,147,958

第 2 表

繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	番号制度に伴うシステム改修事業	3,300
3 民生費	1 社会福祉費	総合保健福祉センター感染症対策改修事業	38,089
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所感染症対策改修事業	37,900
3 民生費	2 児童福祉費	保育所整備交付金	3,793
5 農林業費	1 農業費	桃坂新池事業計画作成事業	9,000
5 農林業費	1 農業費	防災重点農業用ため池劣化・豪雨評価事業	5,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道金屋荊本線新設改良事業	126,510
7 土木費	2 道路橋梁費	市道東山下中島線歩道設置事業	6,700
7 土木費	2 道路橋梁費	舗装長寿命化修繕事業	50,000
8 消防費	1 消防費	東公園(防災公園)整備事業	47,000
9 教育費	2 小学校費	根来小学校新運動場屋外トイレ改修事業	30,845
9 教育費	2 小学校費	上岩出小学校トイレ改修事業	50,490
9 教育費	2 小学校費	教育情報化推進事業	2,979
9 教育費	3 中学校費	教育情報化推進事業	707
9 教育費	4 社会教育費	指定文化財修理補助金	765

第 3 表

地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	千円 45,100	普通貸借 又は 証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	45,100			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業債	千円 47,000	普通貸借 又は 証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 0	普通貸借 又は 証券発行	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	47,000				0			

議案第11号

令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度岩出市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,805,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第3号）」による。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳入歳出予算補正(第3号)

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,095,501	△4,670	1,090,831
	1. 国民健康保険税	1,095,501	△4,670	1,090,831
3. 国庫支出金		1	2,800	2,801
	1. 国庫補助金	1	2,800	2,801
4. 県支出金		3,950,740	212,948	4,163,688
	1. 県補助金	3,950,739	212,948	4,163,687
5. 繰入金		459,846	2,018	461,864
	2. 基金繰入金	26,097	2,018	28,115
補正されなかった款項にかかる分		86,754		86,754
歳入合計		5,592,842	213,096	5,805,938

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		3,894,558	211,078	4,105,636
	1. 療養諸費	3,381,498	175,500	3,556,998
	2. 高額療養費	483,915	35,578	519,493
8. 諸支出金		15,792	2,018	17,810

	1. 償還金及び還付加算金	15,791	2,018	17,809
	補正されなかった款項にかかる分	1,682,492		1,682,492
歳	出	合	計	
		5,592,842	213,096	5,805,938

議案第12号

令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度岩出市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,587,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第4号）」による。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 4 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		701,269	16,620	717,889
	2. 国庫補助金	98,628	16,620	115,248
補正されなかった款項にかかる分		2,869,150		2,869,150
歳 入 合 計		3,570,419	16,620	3,587,039

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 諸支出金		57,124	16,620	73,744
	3. 基金費	15,476	16,620	32,096
補正されなかった款項にかかる分		3,513,295		3,513,295
歳 出 合 計		3,570,419	16,620	3,587,039

議案第13号

令和3年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）

令和3年度岩出市の水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第1条 令和3年度岩出市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,084,885千円	△640千円	1,084,245千円
第1項 営業収益	848,054千円	△640千円	847,414千円

（資本的収入の補正）

第2条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額779,752千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,358千円及び損益勘定留保資金701,394千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額767,023千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,358千円及び損益勘定留保資金688,665千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	234,181千円	12,729千円	246,910千円
第1項 工事負担金	234,178千円	12,729千円	246,907千円

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

議案第14号

令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和3年度岩出市の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第1条 令和3年度岩出市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,036,634千円	△17,000千円	1,019,634千円
第2項 営業外収益	790,803千円	△17,000千円	773,803千円
	支 出		
第1款 下水道事業費	939,738千円	△20,800千円	918,938千円
第1項 営業費用	785,548千円	△12,600千円	772,948千円
第2項 営業外費用	143,189千円	△8,200千円	134,989千円

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額397,286千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,941千円及び損益勘定留保資金304,345千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額423,357千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,606千円及び損益勘定留保資金337,751千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	2,163,940千円	△109,111千円	2,054,829千円
第1項 企業債	1,094,100千円	△71,200千円	1,022,900千円
第2項 出資金	338,795千円	△37,911千円	300,884千円

支 出				
第1款 資本的支出	2, 570, 786 千円	△92, 600 千円	2, 478, 186 千円	
第1項 建設改良費	1, 914, 048 千円	△81, 000 千円	1, 833, 048 千円	
第2項 企業債償還金 (企業債の補正)	611, 238 千円	△11, 600 千円	599, 638 千円	

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1, 094, 100	普通 貸借 又は 証券 発行	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 1, 022, 900	普通 貸借 又は 証券 発行	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和4年3月3日提出

岩出市長 中 芝 正 幸